

空港旅客施設バリアフリーガイドライン改定のポイント（案）

論点 1：バリアフリールート複数化及び乗継ぎルートのバリアフリー化について

- ・アンケートの結果から、複数のバリアフリールートが確保されていない空港や主動線がバリアフリー化されていない空港が見られることも踏まえ、省令基準および国交省ガイドラインの改定内容に基づき記述を行う。
 - ⇒ 資料 4 9 頁 i) 空港と他の交通手段の結節条件のバリアフリー化
 - 資料 4 9 頁 ii) 旅客機の乗降の円滑化

論点 2：エレベーターのかごの大きさ等について

- ・エレベーターのかごの大きさについては、カートやキャリーバッグ等の荷物を運ぶ利用客が多い等の空港の利用実態を踏まえた適切な選択ができるよう、考え方や整備内容を記述する。
 - ⇒ 資料 5 10 頁 NO176/NO180/NO181

論点 3：トイレのバリアフリー化について（機能の分散配置、便房への機能の表示）

- ・アンケート結果より、約半数の空港で機能分散を考慮していることを確認した。一方で、規模が小さい空港では 1 つのトイレエリアでの機能分散が困難な場合がある。また、機能分散に伴い情報提供内容が煩雑になることについての懸念がある。トイレの機能分散については、空港毎の空間的制約等を踏まえつつ、利用者にとってわかりやすい配置や適切な情報提供にも配慮した検討が必要な旨を記述する（ピクトグラムについては引き続き検討課題）。
 - ⇒ 資料 5 32 頁 NO564

論点 4：誘導案内について

- ・アンケートの結果より、規模の小さい空港では、広範囲に視覚障害者誘導用ブロックを敷設する空港がある一方で、拠点空港など規模が大きい空港では、施設整備と人的サポートを組み合わせ誘導案内を行っている空港が多い。視覚障害者誘導用ブロック等の設置に関し、人的介助の役割が大きいといった空港の運用面の特性を踏まえ、敷設場所の考え方を示す（カーブサイドから出入口を経てチェックインカウンター・案内所まで設置する等）。
 - ⇒ 資料 5 24 頁 NO442

論点 5：異常時の情報提供について

- ・トイレのフラッシュライトについては、拠点空港では約 4 割が設置しており、拠点空港を除くその他の空港では設置が 1 空港のみとなっている。特に音声での情報を得られない聴覚障害者に対する異常時、緊急時の情報提供については課題があると考えられることから、音声情報の可視化について、望ましい整備内容として記述する。
 - ⇒ 資料 5 31 頁 NO555/NO556
 - 資料 5 37 頁 NO646/NO647/NO648

論点 6：搭乗橋のバリアフリー化について

- ・アンケート結果より、段差の無い搭乗橋を導入している空港は約 2 割、今後導入を検討している空港は約 2 割である。搭乗までの移動等円滑化に有効と考えられる段差の無い搭乗橋について、空港毎の設置条件等を踏まえた導入の検討を行うことについて、「望ましい整備内容」として推奨する。

⇒ 資料 5 17 頁 NO306

論点 7：駐車場・乗降場について

- ・アンケートの結果より、リフト付き車両に配慮した奥行き 6m 以上の駐車枠を設けている空港は約 1 割であり、8m 以上の乗降ゾーンを設けている空港は約 3 割である。リフト付き車両の普及を踏まえ、身障者用駐車枠の望ましい奥行き寸法について、アクセシビリティガイドラインの内容も踏まえ、現行 6 m を 8 m に見直す。

⇒ 資料 5 49 頁 NO905

資料 5 50 頁 NO917

- ・アンケートの結果より、UD タクシーが乗り入れている空港は約 4 割である一方で、専用の乗降場を設けている空港は少なく、多くの空港において一般のタクシー乗降場又は身体障害者乗降場を利用している。UD タクシーやリフト付き車両の利用の拡大を踏まえ、特に後部からの乗降を行う車種について安全な乗降が可能となるよう配慮して乗降場を確保すべきことを明記する。

⇒ 資料 5 48 頁 NO882/NO884

論点 8：空港の特性を踏まえた移動の連続性の確保について

- ・鉄道駅等の他の交通旅客施設と比較して利用頻度が低く非日常的な空間であって、初めて利用する者も多いといった空港の特性を踏まえ、事前の情報提供や案内所機能の充実の重要性、案内所機能の配置についての考え方を示すとともに、事例を紹介する。

⇒ 資料 4 6 頁 (1) 鉄道駅などに比べて、複雑な搭乗までのプロセス

資料 4 6 頁 (3) 鉄道駅が日常性が高いのに対し、空港は非日常性が高い

資料 5 41 頁 NO729/NO730

- ・小型機の利用が増大している等の情勢変化を踏まえ、PBB が設置されていない空港について、空港ビルから機材乗降までのプロセスにおいて、人的支援等を含めた運用を図りつつ、PBL 導入、貨物エレベーター活用等が有効である旨を、取組事例を示しつつ明記する。

⇒ 資料 5 17 頁 NO308/NO309/NO310

その他

- ・障害者差別解消法の施行といった情勢変化を踏まえ、合理的配慮の提供の視点について、基本的考え方の項に明記する。

⇒ 資料 4 8 頁 1) 空間・施設・設備と人的サポートの組み合わせ

- ・ガイドライン利用者の理解増進のため、記述内容の趣旨、背景等について、必要に応じ加筆するとともに、図、写真等も活用し整備内容のイメージを具体化する。